

体罰・暴言等不適切な指導に関する相談票（生徒用）

学校名	学校
	年 組

記入年月日	
生徒氏名	

体罰とは（文部科学省の通知より）

<体罰になるもの>

- （例）○身体に対する侵害を内容とするもの
- ・頬を平手打ちする
 - ・足で踏みつける など

- 肉体的苦痛を与えるようなもの
- ・長時間室外に出ることを許さない
 - ・長時間正座の姿勢を保持させる など

<体罰にならないもの>

- （例）○認められる懲戒
- ・放課後等に教室に残留させる
 - ・授業中、教室内に起立させる
 - ・学習課題や清掃活動を課す
 - ・学校当番を多く割り当てる
 - ・立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる
 - ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる など
- 正当な行為
- ・教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・暴力行為を制止したり、目の危険を回避したりするために止むを得ずした有形力の行使 など

暴言等不適切な指導とは

<暴言等不適切な指導になるもの>

- （例）○身体や容姿に係る発言
- 人格否定的な発言
 - ・人格等を侮辱したり否定したりするようなもの
 - 感情にまかせた発言
 - 威圧的な言動、嫌がらせ、その他教育的配慮を欠いた指導

いつ頃、どこで、何の時間に、だれが、何先生に、どんなことをされたか、簡単に記入してください。

いつ頃…

どこで…

何の時間に…

だれが…

何先生に…

どんなことをされた…

<相談票の提出方法> （提出は任意です。相談は、随時お受けいたします。）

- 今年度（令和7年4月から令和8年3月まで）について御相談ください。

【例1】封筒に入れ厳封の上、学級担任又は管理職に提出してください。

【例2】学校あてに郵送、または学校の郵便受けに投函してください。

※提出された相談票は、最初に校長が内容を確認します。

※学校への提出を望まない場合は、教育委員会への提出も可能です。

【教育委員会・送付先】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 教育委員会教職員人事課あて
持参または郵送願います。その際、連絡先（電話）を上欄外にご記入ください。

※ 体罰・暴言等不適切な指導か否かは、指導上の必要性、程度、状況など、個々の事案ごとに 総合的に
考え判断します。

※ 本相談の内容について、後ほど詳しくお話を聞く場合があります。

※ 相談票は、原則として記名式とします。プライバシーは必ず守りますので御理解ください。